

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水弘

路 線 名	一般国道四百七号
供用開始の区間	坂戸市大字片柳字宮田四一一番一地先 から同市大字片柳字西ヶ谷戸一七四二 番二地先まで
供用開始の期日	令和三年十月六日
備 考	平成二十八年五月十日 付け埼玉県飯能県土整備 事務所長告示第三号で告 示した道路予定区域の供 用開始である。 延長一九一・〇〇メー トル